資料1-1

久喜市こども計画の一部変更（案）について

令和７年１０月公布、令和８年４月に施行された改正児童福祉法により、３歳児から５歳児のみを対象とした小規模保育所（満３歳以上限定小規模保育事業所）の設置が認められました。

この改正に伴い、各自治体は子ども・子育て支援事業計画において、満３歳以上限定小規模保育事業に係る量の見込みと確保策を明記する必要が生じました。

これを受けて、久喜市こども計画の第５章、第３期子ども・子育て支援事業計画へ、満３歳以上限定小規模保育事業に係る量の見込み及び確保策について記載することにより、本計画の一部変更を行うものです。

１　変更内容

久喜市こども計画の９５ページ、（２）教育・保育事業の確保策の②保育事業（保育・認定こども園・地域型保育事業）の【量の見込み及び確保策】のうち、２号認定３～５歳の表の下に、下記のとおり注釈を付記します。

記

※満３歳以上限定小規模保育事業については、既存の保育所、認定こども園により「量の見込み」を上回っていることから、確保策は「０」とします。